

新型コロナウイルス感染症関連情報

生活を支えるための支援

(令和2年6月17日現在)



新型コロナウイルス感染症関連の各種制度・支援等をお知らせします。
対象者や条件が限られますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。

個人・世帯に対する支援

支援の種類	支援の名称・内容など	対象・条件など ※詳細は各窓口にお電話でお問い合わせください	窓口・問い合わせ先
その他の支援	◎転入、転居等の異動届出 ◎異動に伴うマイナンバーカード継続利用の手続き 規定の期間を過ぎても通常通り手続きします。詳細は市民課にお問い合わせください。	対象者 ◎転入、転居などを行う方 ◎マイナンバーカードをお持ちで、住所などを異動する方	市民課 本2階 ☎(23)8752 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
税金・保険料	軽自動車税(環境性能割)の臨時的軽減措置の延長 環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長します。	軽減対象者 令和3年3月31日までに取得価格50万円を超える自家用軽乗用車を取得した方 ※国の税制改正に基づきますので、最新の情報は国のホームページをご確認ください。	税務課 本2階 ☎(23)8785 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
税金・保険料	徴収猶予の特例制度(市税・国民健康保険税) 申請により市税・国保税の徴収の猶予を受けられる場合があります。詳細は収納対策課にお問い合わせください。	対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず) 注意事項 市税・国保税の徴収猶予を受ける場合は納期限までに申請が必要です。	収納対策課 本2階 ☎(23)8703 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分 毎週☎延長窓口 午後5時15分～ 午後7時
補助金・給付金	国民健康保険傷病手当金 新型コロナウイルス感染症の感染者などに対し、傷病手当金を給付します。詳細は国保年金課にお問い合わせください。	対象者 国民健康保険被保険者のうち、被用者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした方 支給対象期間 就労ができなくなった日から起算して3日を経過した日から就労ができなくなった期間のうち、就労を予定していた期間	国保年金課 本2階 ☎(23)8857 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
税金・保険料(国民年金)	国民年金保険料の学生納付特例申請における手続きの特例 新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行が遅延し学生証が無い場合でも、学生納付特例申請をすることができます。詳細は国保年金課にお問い合わせください。	注意事項 ・郵送での申請も対応しますので、右記までご連絡ください。 ・学生納付特例申請が2年目以降の場合、ターンアラウンド申請用の返信用はがきが日本年金機構より送付されています場合があります。その方は、学生証の写しは必要としないため、必要事項を記入・目隠しシールを貼付し返信してください。	国保年金課 本2階 ☎(23)8857 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
税金・保険料(国民年金)	国民年金保険料の学生納付特例申請 学生を対象とした国民年金保険料の納付免除制度です。詳細は国保年金課にお問い合わせください。	対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した学生で、令和2年2月以降の所得状況から当年中の所得見込額が国民年金保険料学生納付特例基準相当になることが見込まれる方 対象期間 ◎令和2年2月分から令和2年3月分 ◎令和2年4月分から令和3年3月分	国保年金課 本2階 ☎(23)8857 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分

支援の種類	支援の名称・内容など	対象・条件など ※詳細は各窓口にお電話でお問い合わせください	窓口・問い合わせ先
税金・保険料 (国民年金)	国民年金保険料の特例申請 一般の方を対象とした国民年金保険料の納付免除制度です。詳細は国保年金課にお問い合わせください。	対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方で、令和2年2月以降の所得状況から当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方(本人・配偶者・世帯主) 対象期間 令和2年2月分から6月分まで(令和2年7月分以降は改めて申請が必要)	国保年金課 本2階 ☎(23)8857 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
税金・保険料	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免 詳細は本紙14ページ「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について」をご覧ください。	対象世帯・条件等 ◎新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ◎新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が前年より30%以上減少し、一定の要件を満たす世帯	国保年金課 本2階 ☎(23)1120 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
税金・保険料	介護保険料の減免 新型コロナウイルス感染症の影響などで主たる生計維持者の収入が減少した第一号被保険者に対し、申請に基づき介護保険料を減免します。詳細は高齢者幸福課にお問い合わせください。	対象者 ① 属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方 ② 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のiおよびiiに該当する方 i 事業収入等の減少額(補填等された金額を控除した額)が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること ii 減少することが見込まれる事業収入以外の前年度の所得の合計額が400万円以下であること	高齢者幸福課 本3階 ☎(23)8678 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
補助金・給付金	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国の給付) 児童1人あたり1万円を給付します。※申請不要(公務員を除く)	支給対象者 児童手当(本則給付)の令和2年4月分(3月分を含む)の対象となる児童 受給権者 支給対象者に係る児童手当の受給権者	子ども幸福課 本3階 ☎(23)8932 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
補助金・給付金	子育て世帯への臨時特別給付金(市の独自給付) 児童1人あたり1万円を給付します。※申請不要(上段の国の臨時特別給付金申請を行った公務員を含む)	支給対象者 国の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象となる児童 受給権者 国の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受給権者	子ども幸福課 本3階 ☎(23)8932 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
補助金・給付金	ひとり親世帯臨時特別給付金【1】 児童扶養手当受給世帯1世帯につき5万円、第2子以降1人につき3万円を給付します。 【2】 収入が減少した児童扶養手当受給世帯1世帯につき5万円を給付します。	【1】 支給対象者・受給権者 ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方(申請不要) ② 公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方 【2】 支給対象者・受給権者 前述の①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少していると申し出のあった方	子ども幸福課 本3階 ☎(23)8932 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分

支援の種類	支援の名称・内容など	対象・条件など ※詳細は各窓口にお電話でお問い合わせください	窓口・問い合わせ先
補助金・給付金	特別定額給付金 給付対象者1人あたり10万円を給付します。 詳細は本紙12ページ「特別定額給付金の申請はお済みですか」をご覧ください。	給付対象者 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方 受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主(申請書は5月13日に発送済です) 申請受付期限 令和2年8月20日(※) 注意事項 口座振込のお知らせは送付しておりません。通帳を記帳してご確認ください。	政策推進課 ☎6階 ☎(53)7150 土日・祝日を除く 午前9時～午後5時
相談	生活困窮者自立相談支援事業 生活・仕事の困りごとなどについて専門の相談員が話を伺い、その方に合った支援を行います。相談は無料です。 ※電話予約優先。本所でのみ受付。	対象者 生活が苦しい方、生活のことでお困りの方 《相談例》 ・収入が減って家計が苦しい ・公共料金に滞納がある ・失業して家賃が支払えない ・債務の返済で困っている など	大田原市社会福祉協議会 【本所】 ☎(23)1130 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後4時
融資・貸付	緊急小口資金の貸付 (休業された方向け) 緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に、無利子・保証人不要で少額の費用の貸付を行います。詳しくは大田原市社会福祉協議会(本所・各支所)にお問い合わせください。 ※要電話予約。	対象世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 貸付上限 10万円以内 ※次のいずれかに該当する世帯は20万円以内 ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患患者等がいるとき ・世帯員に要介護者がいるとき ・世帯員が4人以上いるとき ・世帯員に休業した小学校等に通う子等の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき ・世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき ・特に資金の貸付需要があると認められるとき 据置期間 1年以内 償還期限 据置期間経過後2年以内	大田原市社会福祉協議会 【本所】 ☎(23)1130 【湯津上支所】 ☎(98)3715 【黒羽支所】 ☎(54)1849 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後4時
融資・貸付	総合支援資金の貸付 (失業された方等向け) 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を、無利子・保証人不要で行います。貸付要件がありますので、詳しくは大田原市社会福祉協議会(本所・各支所)にお問い合わせください。 ※要電話予約。	対象世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 貸付上限 ◎2人以上世帯 月20万円以内 ◎単身世帯 月15万円以内 貸付期間 原則3月以内 据置期間 1年以内 償還期限 据置期間経過後10年以内	大田原市社会福祉協議会 【本所】 ☎(23)1130 【湯津上支所】 ☎(98)3715 【黒羽支所】 ☎(54)1849 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後4時
補助金・給付金	住居確保給付金 就職にむけた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主に支給します。給付要件がありますので、詳しくは大田原市社会福祉協議会(本所)にお問い合わせください。 ※要電話予約。本所でのみ受付。	給付対象者・要件 ①～④すべてに該当する方 ①離職・廃業から2年以内または本人の責によらない休業等により収入を得る機会が減少している方。 ②資産が一定額以内かつ、収入基準額を超える収入がない方 ③世帯生計を主として維持していた方 ④ハローワークに求職申し込みをする方 給付額 右記までお問い合わせください。	大田原市社会福祉協議会 【本所】 ☎(23)1130 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後4時

中小企業・個人事業主に対する支援

支援の種類	支援の名称・内容など	対象・条件など ※詳細は各窓口にお電話でお問い合わせください	窓口・問い合わせ先
税金・保険料	中小企業者等が所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置 厳しい経営環境にある中小企業者に対して令和3年度(来年度)課税分の償却資産・事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の課税標準額を1/2またはゼロとします。	対象事業者 令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上が前年の同期間と比較し30%以上減少している中小企業者など ※国の税制改正に基づきますので、最新の情報は国などのホームページをご確認ください。	税務課 ㊦2階 ☎(23)8864 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
税金・保険料	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充 厳しい経営環境下においても新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため固定資産税の課税標準額をゼロとする特例措置の対象資産に構築物と事業用家屋を加えます。	対象事業者 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者など 対象資産 先端設備等導入計画に位置付けられた、機械および装置・構築物・事業用家屋 ※国の税制改正に基づきますので、最新の情報は国などのホームページをご確認ください。	税務課 ㊦2階 ☎(23)8864 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
補助金・給付金	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 交付対象一事業者あたり10万円を支給します。	対象事業者 市内において施設を営み、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定を受けている事業者 給付額 一事業者あたり10万円	商工観光課 ㊦4階 ☎(23)8709 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
融資・貸付	新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急小口資金制度 事業継続のために必要な小口資金の貸付を行います。	対象事業者・条件などの詳細については商工観光課までお問い合わせください。	商工観光課 ㊦4階 ☎(23)8709 土日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
補助金・給付金	持続化給付金 感染症拡大により、営業自粛などにより大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給します。	対象事業者 新型コロナウイルス感染症の影響等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 ※その他、条件がありますので、詳細は持続化給付金事業コールセンターにお問い合わせください。 給付額 ①中小法人等 上限200万円 ②個人事業者等 上限100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570 土を除く日～金 午前8時30分～ 午後7時 ※8月以降 午前8時30分～ 午後5時

★毎月実施している『市民無料法律相談』・『広域無料法律相談』・『人権相談』では、新型コロナウイルス感染症に関連した相談も受け付けています。

相談窓口		日時	場所	問い合わせ
人権相談	大田原地区	7月20日(月) 午前9時30分～正午	市総合文化会館	総務課 ㊦6階 ☎(23)1111 土・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時15分
	湯津上地区	7月1日(水) 午後1時～4時	佐良土多目的交流センター	
	黒羽地区	7月14日(火) 午前9時30分～正午	黒羽・川西地区公民館	
広域無料法律相談(要予約)		7月9日(木) 午後1時30分～4時40分 (予約受付:7月2日(木)～8日(水))	トコトコ大田原3階 市民交流センター	
市民無料法律相談(要予約) ※弁護士の指定、同じ質問での複数回相談はできません。		7月22日(水) 午後1時30分～4時 (予約受付:7月15日(水)～21日(木))		